

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多正敏

### 1 日時

平成24年4月17日（火曜日）

午前10時1分開会、午後17時22分散会

（休憩 10:12～10:22、11:40～16:57、17:04～17:07、17:09～17:09、  
17:19～17:21）

### 2 場所

第5委員会室

### 3 出席委員

喜多正敏委員長、後藤完副委員長、及川幸子委員、関根敏伸委員、岩淵誠委員、  
樋下正信委員、神崎浩之委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

葛西担当書記、菊地担当書記、千田併任書記、菊池併任書記、三田地併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、  
谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、  
伊勢環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
玉懸環境保全課総括課長、大泉資源循環推進課総括課長、  
小野寺自然保護課総括課長、千葉青少年・男女共同参画課総括課長、  
小向県民くらしの安全課総括課長、岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、高橋県民くらしの安全課消費生活課長、  
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

#### (2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、  
川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、野原医療推進課総括課長、  
岡村地域福祉課総括課長、鈴木長寿社会課総括課長、

#### (3) 医療局

遠藤医療局長、佐々木医療局次長、熊谷経営管理課総括課長、

菊池職員課総括課長、佐藤医事企画課総括課長、菅原業務支援課総括課長、  
松川業務支援課薬事指導監、青山業務支援課看護指導監、川上医師支援推進室長、  
千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第31号 「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

イ 受理番号第32号 岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願

(2) 医療局関係審査

(継続調査)

「県立病院の被災後の状況と対応について」

(3) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

イ 受理番号第37号 岩手県民の命と暮らしを守るための請願

ウ 受理番号第39号 放射能汚染対策を求める請願

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

葛西担当書記、菊地担当書記、菊池併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を紹介いたします。

初めに、環境生活部の人事紹介を行います。工藤環境生活部長から環境生活部の新任の方々を御紹介願います。

○工藤環境生活部長 改めておはようございます。4月の定期人事異動によりまして異動のありました幹部職員につきまして御紹介をさせていただきます。

まず、環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、谷藤長利です。

次に、環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、高橋喜勝です。

資源循環推進課総括課長、大泉善資です。

自然保護課総括課長、小野寺利幸です。

県民くらしの安全課総括課長、小向正悟です。

県民くらしの安全課食の安全安心課長、岩井賀寿彦です。

県民くらしの安全課県民生活安全課長、後藤文孝です。

県民くらしの安全課消費生活課長、高橋友三です。

廃棄物特別対策室再生・整備課長、中村隆です。

最後に、廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、松本実です。以上です。御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 御苦労さまでした。

次に、保健福祉部の人事紹介を行います。小田島保健福祉部長から保健福祉部の新任の方々の御紹介をお願いします。

○小田島保健福祉部長 それでは、保健福祉部の職員について御紹介いたします。

浅沼康揮副部長兼保健福祉企画室長です。

菅原智医務担当技監兼盛岡広域振興局保健福祉環境技監です。

岡村鋭次地域福祉課総括課長です。

鈴木豊長寿社会課総括課長です。

千田充障がい保健福祉課総括課長です。

菅野啄也児童家庭課総括課長です。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○喜多正敏委員長 御苦労さまでした。

次に、医療局の人事紹介を行います。遠藤医療局長から医療局の新任の方々を御紹介願います。

○遠藤医療局長 医療局の新任の説明員を御紹介申し上げます。

熊谷泰樹経営管理課総括課長でございます。

菊池儀職員課総括課長でございます。

佐藤敬一医事企画課総括課長でございます。

菅原教雄業務支援課総括課長でございます。

青山節子業務支援課看護指導監でございます。以上で説明員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、総務委員長から総務委員会に付託されております、受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第36号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第38号放射能汚染対策を求める請願について、参考人の出席を求めた上

で会議規則第 65 条の規定に基づき、連合審査会を開いて審査したい旨の申し入れがありました。

お諮りいたします。総務委員会との連合審査会の開会については、総務委員長の申し入れに応ずることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、総務委員会との連合審査会の開会については、総務委員長の申し入れに応ずることに決定いたしました。

お諮りいたします。当環境福祉委員会に付託されております請願陳情受理番号第 4 号、第 37 号及び第 39 号の 3 件につきましては、総務委員会から連合審査会の開会の申し入れの意向がありました対象事件と同一の請願であることから、総務委員長に対し連合審査の申し入れをしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、連合審査会の開会について総務委員会への申し入れをいたしますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当環境福祉委員会に付託されております請願陳情受理番号第 4 号、第 37 号及び第 39 号の請願に対しまして、ただいま総務委員会から連合審査の申し入れに応ずる旨の回答がありました。

ついでには、総務委員会に付託されている請願を含めた 6 件を審査対象事件として、本日参考人出席の上、総務委員会との連合審査会を開会して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、これに伴う本日の会議の進行についてであります。この後、請願陳情受理番号第 31 号及び第 32 号について審査並びに医療局関係の継続調査を行い、昼食休憩の後、午後 1 時から連合審査会を特別委員会室で開き、請願陳情に係る専門的立場から参考人 2 名の出席を求め、参考人説明、質疑、意見交換を行い、その後それぞれの委員会ごとに請願陳情の取り扱いを決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、請願陳情の審査を行います。

お諮りいたします。受理番号第 31 号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願及び受理番号第 32 号岩手県・国土を六ヶ

所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願、以上2件の請願につきましては、当職といたしましては請願陳情の趣旨にかんがみれば、本日の午後1時から開会予定の連合審査会におきまして、請願陳情に係る専門的な立場から参考人の説明を聞いた後に審査してはいかかと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 県が行う災害廃棄物処理業務について、この際質問をさせていただきたいと思えます。

災害廃棄物の処理につきましては、なかなか進まないというふうな中で、いろいろとその処理について御尽力いただいているということでもあります。この処理業務というのは、市町村から県が委託を受けて実施していくわけなのですが、この進捗状況について、まずお伺いしたいと思います。プロポーザル方式をとって業者を選定しながらということですが、このプロポーザル方式の内容、それからどういう地域でどのぐらいの件数で、今どういう状況で進められているのか、さらに今後の契約と実施について、まずお伺いいたします。

○松本災害廃棄物対策課長 災害廃棄物処理の進捗状況でございますけれども、平成23年度、12市町村で51万4,000トンほど処理をさせていただきました。それは、全体の435万トンのうちの11.8%に当たります。この量は、当初16%ほどを目標としておりましたところ、75%ほどの結果に終わるということでございます。

それから、県で委託を受けております破砕選別場所のプロポーザル方式でございますけれども、昨年3カ所、山田町、大槌町、宮古市でプロポーザル方式を実施しまして、今般3月でございますけれども、久慈地区、具体的には野田村でございますけれども、野田村でプロポーザル方式を実施しております。県では、その4カ所を実施しておりますし、あとは市町村独自で実施されているところが個別にやっているということでございます。

あと契約状況ですけれども、先ほどの4カ所のところで岩手県が市町村から委託を受けて実施しております、平成24年度分までということでございます。ですから、平成25年度はまた再度契約方法を検討いたしまして、改めて契約を結ぶということになっております。

○神崎浩之委員 そのプロポーザル方式の中身でありますけれども、どういうふうな内容でプロポーザル方式を行っているのか。まず、金額もあると思えますし、それからあとはその内容です。どういうふうな点で評価していくのかということでもあります。それと、その基準というのはどこで決めているのか、それからその審査システムというか、審査委員会等があればメンバーも含めてお願いします。

○松本災害廃棄物対策課長 プロポーザル方式でございますけれども、災害廃棄物の処理

がこれまでには経験のないということで、業者が適正に執行可能かということと、もともと地域のごみの処理でございますので、地域雇用の確保や地元事業者の活用ということで、そういった二つの趣旨でプロポーザル方式を採用したということでございます。

評価の基準でございますけれども、大きく分けて三つ基準を設定しております。それは、技術評価の部分については全体の5割、100点満点の50点ということでございます。それから、価格の評価については全体の3割、30点ということでございます。それから、市町村のほうから求められています地域経済への貢献の評価についてということで全体の2割、20点ということで、その合計100点満点、中身の詳細もさらに細くなるのですが、それを評価いたしまして決めております。

それと、各それぞれの契約額でございますけれども、昨年行いました宮古地区の鹿島建設JVでございますが、約36億円、山田地区は奥村組JVでございますが、約24億円、それから大槌地区の竹中土木JVでございますが、こちらが約27億円でございます。先般行いました久慈地区の——これは奥村組がプロポーザル方式でとったわけですが、27億円ということでございます。

それから、あと審査委員会でございますけれども、審査委員会では5名の委員をお願いしております、廃棄物の専門家、あとは大学の教授、それと国の専門の方、それから県職員2名ということで審査委員会を構成しております。

○**神崎浩之委員** 評価の基準については、どこで評価の基準をつくったのかということです。

それから、審査委員会の今の5名の中に県の方というふうなこともあるのですけれども、この審査委員会の審査委員の選定についてはどこでやっていたのか。

○**松本災害廃棄物対策課長** 評価基準につきましては、環境生活部で定めております。環境生活部で定めたものでございますが、市町村から委託を受けているということございまして、各市町村、沿岸市町村の首長に御相談をさせていただいて了承をいただきながら決定をしたということでございます。

それから、委員会の委員の選定につきましても平等性、公平性を担保しつつ、各界からバランスよく選定をするということで、環境生活部で設定させていただきました。

○**神崎浩之委員** 久慈地区に限定してお聞きするわけでございますけれども、先ほど奥村組等というふうな話があったわけなのですけれども、選定事業者、それから選定されなかった事業者があるわけなのですが、選定された事業者の金額が27億円ぐらいでとったということであります。それから、選定から漏れた事業者というのは21億円、それから24億円というようなデータがあるわけなのですけれども、普通の入札であれば同じ品質で価格の安いところというふうなことがあるわけなので、プロポーザル方式についてであれば、ほかの評価点も加味しながらということで、金額の多寡には直接かわりない部分もあるわけでありましてけれども、一般的に考えれば21億円という価格を出したところがあるにもかかわらず、それよりも数億円も高い27億円の業者に決まるというふうなことは、余りに

もちよつと常識から離れているような感が否めないわけでありませう。これは私もそうなのですけれども、恐らく県民の皆様も一般論で考えれば、何で21億円のところではなくて27億円のところが、20億円の話の中の7億円も高いところに落ちるのだというような疑問が出てこれには仕方がないというふうな推測をするところでありませうけれども、この結果についてどういふふうな説明していくのかというところをお聞きしたいと思ひます。恐らく先ほどの評価の点があると思ひますけれども、それについて説明をお願いいたします。

○松本災害廃棄物対策課長 金額に差がありまして、御指摘のとおり7億円ほど、プロポーザル方式で選定された業者と2位の業者については金額の差がございます。これにつきましては、先ほどお話ししました評価基準に基づきまして審査委員会で決定されたことということになるのでございますが、各業者から提出された見積書の中身を詳細に事務局のほうで比べてみますと、大きく言って三つのセクションがございます。粗選別と言ひまして、廃棄物を大まかに分別する工程、それから施設で細かく破碎したり選別したりする工程、それから破碎選別した施設からそれぞれ焼却施設や埋め立て処分場に運搬する工程と、この大きく三つに分けられます。破碎選別、あるいは粗選別の部分につきましては、足し算をすると大きく違ひはございません。大きく違ひていますのが運搬経費で違ひているということでございます。運搬経費につきましては、落札した業者のほうに既に山田町で実際に破碎選別、あるいは運搬の工程をされているということで、実際には2カ月ぐらいですが、実際に災害廃棄物処理した経験の中から見積もりした金額ということで、そこが反映されているのではないのかなと理解をしているところでありませう。

○神崎浩之委員 いずれ20億円レベルの話で7億円も高いところに落ちていたということですよ。そこなのです。今運搬経費がどうのこうのというふうな話もありましたけれども、それも含めて仕様を出してやっているとと思ひますけれども、今の説明は当たらないような気がするわけなのですが、21億円、それが27億円ということなのですが、実際点数はどうだったのですか。例えばこの7億円を埋めるような差の点数があったのかどうか。

○松本災害廃棄物対策課長 2次審査において、審査委員会で点数を採点したのでございますが、それにつきましては同点でございました。同点でございまして、どちらを選定するかということについて審査委員会で協議した結果、1位に推している委員の数で決めるということでございます。3人の委員が推薦した奥村組JVがプロポーザル方式で選定されたということでございます。

○神崎浩之委員 何回も言ひますけれども、7億円も違ふところ、しかも同点だったのですよね、点数が。同点だったというふうなことで、7億円も高いところが落ちたということなのですが、これは国費でやるからというふうなこともあるとは思ひますが、こういう事実があるということをお藤環境生活部長は把握していたのでしょうか。

○工藤環境生活部長 審査委員会から報告は受けておりますので、そういった事情については把握してございます。

なお、審査委員会のほうからは、落札した業者につきましては早期に事業開始できると

いう点が評価されたということについても報告を受けているところであります。

○**神崎浩之委員** 先ほどの運搬経費も、それから早期というのも、それはどこの事業所も同じはずだと私は思っているのです。そういうふうなことで、非常に高い金額のところ、しかも同じ点数にもかかわらず7億円を埋めるような内容なのかなというふうなところが非常に私は疑問に思っているわけなのです。こういうことというのは、これから環境生活部だけではなくて、高台移転だとか震災復興の事業にかかわってきて、いろんなどころで入札とかプロポーザル方式とか出てくると思うのです。こういう状況が県民なり国民なりに理解されるのか。入札の仕方というか、そういうふうなことにもかかわってくるような例ではないのかなというふうに私は危惧するわけでありまして。金額が7億円も高い、そして評価点数も同じ、それに対して審査委員会の運営要領を見れば、例えば同点になった場合にはどこで決めるというようなこともうたっていないで、委員長が別に定めるということで、その委員会を開いて委員会の中で協議して決定していくというふうな仕組みで、このシステムをつくったのは審査委員会の任命にしても、それから点数の評価にしても県のほうをお願いしたというふうなことになっておりますので、第三者を入れるというふうな形にはなっておるのですけれども、どうも県主導でやっていっているのではないかなというふうな危惧をするわけでありまして。環境生活部にかかわらず、土木関係もこれらいっぱい出てくると思うのですけれども、やはり今後の入札とかプロポーザル方式のことを考えて7億円も高いところ、しかも評価点数が同じにもかかわらず、そういうところに落ちたというふうなことに、県民の皆さんにこの震災復興の事業推進に要らぬ不安、疑惑が起これないようにしていただきたいなというふうに思うわけなのですが、工藤環境生活部長に最後お聞きして終わりにいたします。

○**工藤環境生活部長** 今回業者を選定するに当たりまして、例えば道路でありますとか橋梁とか、そういった工事につきましては、仕様がわかればすぐに金額も出せるというふうなシステムチックな形で積み上げができていますのですが、災害廃棄物の処理につきましては、まさに我々も未経験ということで暗中模索の中でどのようにしたらいいのかということで、一つは宮城県がやはりプロポーザル方式ということで業者のほうから御提案をいただいて、それを評価してその業者を選定するというふうなやり方をしておりましたので、まずその方式をひとつ参考にしようということでありました。

技術点が50点、そして価格が30点、そして地元貢献が20点というように割り振りしたわけなのですが、当初地域貢献については10点、価格については40点というような考え方もありましたけれども、それについては先ほど松本災害廃棄物対策課長のほうから説明がありましたけれども、今回の瓦れきの処理につきましては市町村から受託を受けているということがございまして、市町村のほうにいろいろその点数の配分も含めまして御相談申し上げましたところ、非常に地域経済も疲弊しているということで、地域貢献の点数を少し上げていただけないかということで、最終的には技術が50点、価格30点、そして地域貢献を20点というふうにさせていただいたところでございます。これらについては、当



然公平、公正に審査して決定するということが必要でありますので、審査基準等につきましてはすべてあらかじめ公表した上でプロポーザル方式に臨んだということでございます。最終的には、選定委員会の考え方を尊重するということを決めさせていただいたということでございますが、今後につきましては今回のプロポーザル方式で受託した業者の事業の執行状況を十分検証するとともに、さらにどのような業者選定の方法がより望ましいのかということにつきまして、内部でも十分検討させていただいた上で取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

次に、県立病院の被災後の状況と対応について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○熊谷経営管理課総括課長 県立病院の被災後の状況と対応について御説明いたします。お手元に配付しております資料をごらん願います。

まず、これまでの取組状況について説明いたします。沿岸部3病院につきましては、仮設診療施設の整備により外来診療体制の確保を図ったところがございます。資料がございますとおりに診療を行っているところでございます。

なお、入院が必要な患者につきましては基幹病院を中心に、二次保健医療圏内の民間医療機関と協力して対応しているところでございます。

また、気仙地域におきましては、急性期後の医療体制が他の圏域と比較しまして脆弱な状況にありますことから、高田病院の仮設診療所に41床の入院施設を整備し、本年2月1日から入院の受け入れを開始しております。

次に、地震により被害を受けた大東病院についてでございます。こちらにつきましても同様に、まずは安全な場所での外来診療機能の確保を図るため、病院建物の改修工事を実施し、本館から増築棟への外来診療機能の移転を行ったところでございます。また、エックス線一般撮影が必要な患者を受け入れることができるよう、エックス線撮影室の移設工事を行ったところであり、本日からの運用を予定してございます。

なお、大東病院についてですけれども、入院につきましては本館部分が使用できない状況等にありますことから、近隣の千厩病院を初め磐井病院など両磐保健医療圏内の医療機関と協力して対応しているところでございます。

資料の2ページをごらん願います。まず、被災病院に係る入院、外来患者の状況、1日当たりの平均患者数について、震災前と直近の状況を比較した表を記載してございます。

入院につきましては、入院施設を整備いたしました高田病院の状況でございますが、平

成 23 年 2 月でございますけれども、震災前は 1 日平均 49 人でしたが、直近の平成 24 年 3 月の実績では 30 人となっております。

次に、外来でございますが、高田病院及び山田病院につきましては、震災前とほぼ同程度の患者数となっているものの、大槌病院及び大東病院におきましては患者数が減少している状況となっております。

3 点目といたしまして、4 月現在におきます仮設診療所への交通アクセスの状況について記載してございます。

最後に、今後の対応でございます。まず、津波被害を受けました沿岸部 3 病院の再建についてであります。地元市町の復興計画や地域医療再生に向けた二次保健医療圏での議論、県の次期保健医療計画の考え方などを踏まえながら立地場所や規模、機能等について検討を進めていく考えでございます。現在地元市町が具体的な土地利用計画等について検討を進めておりますほか、圏域ごとに保健所が中心となって医療再生に向けた医療関係者等による検討を始めてございます。

また、県の次期保健医療計画につきましても、昨年度末に岩手県医療審議会に諮問したところであり、今後医療機関相互の役割分担と連携等を進めるための具体的な方策等について議論を進めていくものと承知してございます。

地域医療提供体制の再構築に向け、本年度中には具体的な方向性を確立する必要があり、被災した県立病院につきましても圏域における議論や次期保健医療計画の検討状況を踏まえつつ、地元市町とも十分に意見交換を行いながら検討を進めてまいります。

次に、大東病院についてでございますが、昨年 2 月に開催いたしました両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会におきまして、一定程度の病床が必要であるとの意見をちょうだいしているところでございます。

このようなことから、本年度の早い時期に大東病院を利用している住民の方々から直接意見を伺う場を設けますほか、一関市からも意見を伺いながら、本年度前半を目途に大東病院の規模、機能等について検討を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○及川幸子委員 被災した県立病院については、本年度中には具体的な方向性を確立ということですが、やはり被災したということは、なるべくそういう病院等は今の場所は無理だというふうな意見が地元には随分あると思うのですが、地元の意見がどうなのか、今の状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○熊谷経営管理課総括課長 現在沿岸の各市町におきまして、土地利用計画等につきまして検討をしておると伺っているところでございます。陸前高田市におきましては、3 月 29 日に開催された陸前高田市復興整備協議会で氷上山麓地区を想定しているというお話も承っております。今後十分に意見交換を行いながら検討を進めてまいりたいと思っております。

大槌町、山田町につきましては、先般確認いたしましたところ、復興実施計画や土地利用計画について、現在その計画を策定中ということでございますので、今後その進捗状況に合わせながら十分に意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○及川幸子委員 大槌町とか山田町には何回も行っているわけですが、やはり地元の人たちがかかなり強い意見をお持ちです。ですから、首長を初めとした地元との意見交換というのが、ただ開催しただけではなく、それが十分に地元の意見がとられるような計画になるのかどうか、今年度中の具体的検討ですので、これからどのくらいの機会を持って検討を重ねていくのか、地元にとってそれが本当にいい方向になっていくのか、その辺のところを遠藤医療局長に伺いたいと思います。

○遠藤医療局長 規模、機能等については、今年度を目途にということではいろいろ検討してまいりたいと思っております。

及川委員御指摘のとおり、場所の問題がやはり一番大きな問題でございまして、これは正直に申し上げまして、現在各市町とも応急仮設住宅からの移転とか、そういった住民の方々の住居の確保というあたりが一番頭を悩ませているのではないかというふうに考えております。私どもは、基本的に市町のほうに対しましては、減災という考え方があるのですが、病院の場合には避難ということができませんので、したがって基本的には津波被害の及ばない高台、そういった地区をいろいろ一緒に検討したいというふうな形で意向は伝えておりますけれども、なかなか沿岸の場合はそういった平場がそもそもございませぬので、どうしても山を造成するとか、そういった形でないと土地の確保というのは難しいというのが実情だろうというふうに思っています。いろいろ御相談をさせていただいているのですが、陸前高田市の場合には大体このあたりというふうな想定はあるのですけれども、山田町、大槌町は現実問題では苦慮しているということで、規模とか機能というのはある程度ソフト面での議論ですので、これはある程度検討していけば方向性が出てくるかと思うのですけれども、場所についてはそうそう簡単にはなかなかいかないのかなというのが率直なところ、そんな感じで思っておりますが、いずれ地元といろいろ御相談しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○及川幸子委員 そういうお話を聞いたから安心しましたけれども、やはり地元の方々、医療局というのは計画したら全然地元の意見はとらないよ、そのまま進むよと、こういうふうに話が言われているものですから、私は質問したわけです。そういうことはないと思うよ、地元のいろいろな意見を聞きながら医療局はやっていくはずだよというふうに答えておりましたが、やはり被災地では一番心配しております。どうぞ時間をかけて、やはり高台移転という部分が一番いいのだろうと思っておりますので、時間はかかるかと思いますが、地元との協議をとにかく重ねながら進めていくということ、地元の意見があってもそれは全然関係ないよというのではなくて、医療局と地元が一緒になって協議して、本当にいい方向性を見つけていただけるようお願いして終わります。

○飯澤匡委員 まず、一義的には大きな津波被害を受けた被災地の再建に向けて、これは

やはり担当機関と医療局、先ほど及川委員からも指摘があったように、まず病院というのは命を守る、そこに生活していく意味で本当に生活の基盤となるとりですから、その点はやはり医療局は心してやっていただきたいと思います。

山田病院も私は再建のときに開所に立ち会いましたけれども、8年ぐらいですか。

〔「18年」と呼ぶ者あり〕

○飯澤匡委員 平成18年ということは、8年たっていないですか、6年ぐらいですか。そのような格好になってしまったというのは非常に残念でございます。今後、資料には次期保健医療計画との兼ね合いを非常に強調していますけれども、それを待っていたのではなかなか事は進まない部分があると思うのです。留意をしていただきたいのは、この議論も大事でございますが、やはり被災地3病院についてはもう少し別建てで、もっと機動性を持って進めていかなければならないと思いますので、その点の御見解をいただきたいと思います。

それから、大東病院についてですが、被災病院と同列だということで進めていただいております。先般の両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会についても東磐井地域のみならず、一関地域の方々からも一定程度の上承が必要だという意見が出されて、非常に私は地元の選出の議員として大変ありがたく感じたところでございますが、いずれにしても時間の経過が1年余を超えておまして、この先どうなるのだと、対策委員会を設置して、医療局、県にも要望しているわけですが、なかなか見えてこないという部分について住民も少し焦りの気持ちも出てきておりますので、ここに書いてありますが、早急に直接意見を聞く機会をいただきたい。この時期について、いつぐらいをめどにしているのかお聞きをします。

続けて申し上げますが、再三この場面でも、この委員会でも申し上げておりますが、千厩病院の地域懇談会にも県から来ていただいている一関市の齋藤保健福祉部長が司会をするなど、最近直接的にかかわるような姿勢で大変歓迎すべきことだと思っております。今後大東病院の機能、規模については、非常にデリケートな問題でございますので、ぜひとも住民に聞く機会と、——これは1回目はそうやっていただきたいのですが、その次の段階で市側とも一緒になった形での懇談会も県の医療局主催でやっていただきたい。これは私の希望ですが、そうしていただければありがたいと思っております。以上の点、お聞きをします。

○熊谷経営管理課総括課長 保健医療計画の関係でございますが、やはり病院の機能とか規模といったものを考える上では、保健医療計画の部分との兼ね合いというのはあろうかと思えます。ただし、被災病院の再建についてはスピード感を持って、先ほど遠藤医療局長が御答弁申し上げたとおり土地の問題はあるわけでございますが、スピード感を持ってやる必要があると思いますので、その辺は保健福祉部と連携、協議しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の住民との懇談会、意見を聞く場ということでございます。いつごろ

かという御質問でございますが、今のところのめどといたしましては5月中旬ごろを目途に実施したいということで準備を進めているところでございます。

それから、3点目の一関市とのかかわりの部分でございます。先般4月10日に、直接地域の住民の方々からの意見を聞く場の設定の関係で一関市役所のほうに出向きまして、地元での説明会の開催を始めまして今後の進め方等を中心に一関市と意見交換を行ってきたところでございます。先ほど申しました5月中旬の1回目の懇談会につきましても、一関市との共催で何とかお願いできないかというお話をしてございます。こちらの大東病院の関係の懇談会につきましては、1回で終わるとは思ってございません。複数回行う必要があると思っておりますので、その辺を一関市と連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 大変ありがとうございます。一関市側も大変心配をさせていただいておりますので、ぜひとも協力してやっていただきたいと思っております。

それで、この両磐保健医療圏ですが、今日まで地域医療を守るということで、実質的に千厩病院の伊藤院長先生が中心となって、今は一関市になりましたけれども、自治医科大学の中心であり同窓である、藤沢の旧町民病院の佐藤先生でありますとか、これらのネットワークを使って、これから展開をしようというところで、しようがないのですが、転勤をなされました。それから、本庁のほうに異動して医務担当技監となりましたけれども、大東病院の院長の経験もあった菅原先生、この方も一関保健所長として地域医療を守る懇談会のいろんな部分での扇のかなめとして推進方を図っていただきました。今回その2名がかわるということで、新しく来た方がどうのこうのというわけではありませんが、今後やはり両磐地域の地域医療を守るという観点で、それをしっかり受け継いで、先ほど一関市との関係も見ましたけれども、協働という言葉は適切ではないと思っておりますけれども、市民団体や市民が直接的に地域医療を守るために参加するということがようやく緒についたところでありますので、これは保健福祉部で本当は言う話ではございますけれども、医療局もこの懇談会については、無床化をめぐるバスの問題について県に要望して設置をしたものでございますので、あなた方も関係している場面でありますから、両磐地域全体の医療の質を高めていくと、進取の精神に富んでこれからやろうという気構えのある地域、住民でございますので、そのところはしっかり押さえていただいて事を進めていただきたい。まず、これは意見として後で御見解をお伺いします。

それからもう一つ、最近懸念しているのは、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会が設置をされてから、磐井病院の地域懇談会が同じようなメンバー、同じような趣旨だからということでしばらく開催はされていないと思っております。これはこれで磐井病院は磐井病院を中心として、基幹病院を中心としてどのような病院の連携を果たせるかという意味において、また別の視点での議論、それから意識形成が必要かと思っておりますので、その点はやはりしっかり医療局側も院長先生に相談をして、私は開催をすべきだと考えています。我々が言われていないので、実際はやっているのかもしれないけれども、その点についてど

のような考えなのかお示しをいただきたいと思います。

○**遠藤医療局長** 両磐保健医療圏につきましては、飯澤委員御指摘のとおり県立病院もご  
ざいますし、藤沢の旧町民病院もございますし、一関市とほとんど圏域が一致している  
ということでもございます。そういった意味では、いわゆる市の医療機関、県の医療機関、  
その限られた医療資源の中でいろいろ連携を図りながら、地域医療の確保に努めてまいら  
なければならないというふうに考えております。

先般の人事異動で中心になっておられた方々が異動されたということではございますが、  
後任の院長におきましても、そういった面には遜色のない方でございますので、その点は  
しっかり引き継ぎを受けて圏域の医療の確保に努めていただけるというふうに確信して  
おります。

それから、確かに基幹病院が磐井病院ということでもございまして、基本的にはやはり二  
次医療圏の中での基幹病院の役割というのは非常に重要でございます。確かに飯澤委員御  
指摘のとおり、千厩病院とかそういったところで地域の懇談会はいろいろやっていたい  
ところでもございますが、一方磐井病院についてはなかなかその辺が見えないという  
ところが飯澤委員の御指摘の件だと思います。これにつきましても、院長は新しくかわり  
ましたけれども、その辺は働きかけて地域とのいろんな意見交換の場を設けるような形で  
検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

○**喜多正敏委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** ほかになければ、これをもって県立病院の被災後の状況と対応につ  
いて調査を終了いたします。

この際、医療局から花泉地域診療センター等の状況について発言を求められております  
ので、これを許します。

なお、花泉診療所に係る対応等につきましては、1月の閉会中の委員会以降、当環境福  
祉委員会において医療局関係職員のほか保健福祉部関係職員の出席のもと説明を受け、質  
疑を行ってきたところであります。

本日は閉会中の委員会であり、さきの2月定例会において閉会中の継続審査及び継続調  
査事件として議決されているものに保健福祉部関係の案件がないため、保健福祉部関係職  
員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、これまでの経緯も踏まえ、医療局  
関係職員のほか、保健福祉部関係職員を出席させ、説明を受け、質疑を行いたいと思いま  
すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

執行部職員入れかえのため若干お待ち願います。

○**熊谷経営管理課総括課長** 花泉地域診療センター等の状況について御説明いたします。

お手元に配付しております資料をごらん願います。まず、花泉地域診療センターの運営

状況についてでございますが、花泉地域診療センターは4月5日に診療を開始しております。診療科は内科及び外科、診療時間は午前9時から午後5時までとなっております。医師は、常勤医師2名を確保したところでございますが、このほか医療スタッフにつきましてはごらんのおりとなっております。患者数については、初日の4月5日は23人、以降先週末、4月13日までの平均患者数は22人となっております。

次に、地域の方々への説明についてでございますが、3月27日に地域診療センター等懇談会を開催し、花泉診療所の廃止までの経過や花泉地域診療センターの診療体制、特別養護老人ホームの取り扱い等について説明したところであります。県営の無床診療所としての開設について、地域の方々からはおおむね理解を得られたものと考えておりますが、資料に記載のとおりのお意見もちょうだいしたところでございます。

次に、県営の無床診療所の開設に至るまでの経緯についてでございますが、医療法人白光との間で3月30日に建物賃貸借契約合意解約に伴う合意書を締結したところであり、3月31日限り賃貸借契約の対象土地及び対象建物を県に明け渡すことや未払い賃料額301万9,432円を確認するとともに、医療器械及び備品売買契約については同日合意解約し、医療器械等を使用した3月31日までの間における未払い使用料債務額330万6,494円として徴収することとしたところでございます。これらを合わせまして、債務額を632万5,926円といたしまして、3年間の分割払いで平成27年3月までに月ごと約定金額を納入させることとしたところでございます。

次に、いわゆる2階にございました社会福祉法人七星会についてでございますが、七星会は3月20日に地元花泉町にございます社会福祉法人二桜会と事業譲渡契約を締結し、施設整備に係る借入金や滞納賃貸料を含む債権債務についても二桜会に譲渡したところでございます。二桜会が引き継いだ医療局への滞納賃貸料182万9,165円でございますが、これにつきましては平成24年2月及び3月の事業実施分として納入される介護保険収入を原資として5月31日までに全額納付するとの意思を二桜会から確認しているところでございます。

なお、特別養護老人ホームシルバーライト花泉につきましては、平成24年3月29日廃止されたところでございます。

次に、社会福祉法人二桜会との賃貸借契約等の状況についてでございますが、平成24年3月28日に賃貸料を初年度133万4,664円、2年目以降は266万9,328円とする賃貸借契約を締結したところであります。

なお、施設の認可等の手続についてでございますが、3月29日、特別養護老人ホーム花いずみの設置認可を行ったところであり、あわせて介護保険の地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所として指定されたところでございます。また、シルバーライト花泉の入所者全員が特別養護老人ホーム花いずみに継続入所するとともに、希望する従業員全員が継続雇用されたところでございます。

最後に、花泉地域診療センターの民間移管に関する検証についてでございますが、今後他

の地域におきましても民間移管を目指すことも想定されますことから、花泉地域診療センターの民間移管に係るこれまでの経緯等について、年度前半を目途に検証を行いたいと考えております。以上で説明を終わります。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明、報告に対する質疑を含めまして、この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 何よりも4月1日から新体制のまま職員も、それから入所者も、安心は別ですが、安全に移行できたということは安心しているところであります。非常に全く変な2年間、3年間だったなというふうに思っています。

まず、今回の負債の件でありますけれども、白光の分についてということで、賃料、それから器械の使用料ということでもあります。これについては、白光から回収するということがあります。社会福祉法人の分については、法人同士ということになっておりますけれども、法人の施設整備にかかわる借入金の債務というふうなことについては、これは幾らぐらいになっているのかということがわかればお願いしたい。それから、滞納賃貸料についても二桜会が払っていくということだと思っておりますが、この関係については、新しく引き受けする法人にとっては非常に重い負担だと思っております。29床を単独でやるということは結構厳しい経営状況であるということは、全国でも例があるわけでありますけれども、その中でも今回地元の法人が何とか面倒見るのだというふうな善意の気持ちでやっていることに対して、債務についてはどういうふうな話し合いだったのか、また引き受けていただく県として、医療局としては、どういうふうなアドバイス、助言をされたのかということをお伺いしたいと思います。

○岡村地域福祉課総括課長 社会福祉法人同士で事業の譲渡がなされたわけですが、これらについては直接法人同士での協議の中で譲渡契約を締結して進めたというふうに伺っております。私どもが把握している範囲では、七星会のほうで花泉地域診療センターを改修等して施設の開設に至ったわけですが、それらについては、一関市を通じて県のほうからの委託金等でやっているというのがありますけれども、実際は市中銀行からの借り入れとか、そういう部分もございますので、設備等での借入金が固定負債として残っております。これは、概ね3,000万円程度です。それから、いろんな経費を月々支払いながら、施設運営に関する運営資金に係るものが1,000万円強というふうに伺っております。これらについては、負債としては一概に負担かどうかというのは、いろんな施設を設置した場合には、ゼロから建物を建てて、億単位相当の初期投資をしながら進められるわけですので、そういうものに比べれば、それらは通常介護報酬の中で償還していく、初期投資のコストも含めて運営費の中で見ていくということになりますので、運営全体に与える負債の影響というのはそういう部分は少ないかというふうに考えております。

それから、流動負債もいろいろ引き継いだわけですが、逆に介護報酬のほうについては2カ月おくれで給付になりますので、七星会で運営していた3月までの介護報酬では2月分、3月分というのが4月、5月で保険のほうからの支払いになるのですが、それ



らは譲渡先の二桜会のほうでそういう債権についても、債務と合わせて継承するというこ  
とで、それらは大体月額1,000万円ちょっとの収入になると思いますので、それらは負債、  
医療局からの賃借料の歳入への償還、あるいは運転資金の原資としながら、あるいは長期  
的な債務の返済にも充てる、そういうことでこれから運営されていくということになった  
というふうに向っております。

○**神崎浩之委員** 法人にとって負担だという話はしたわけなのですからけれども、それに関し  
てなのですからけれども、家賃のほうで何か面倒を見てほしいとか、面倒を見るような、そう  
いうふうな話等の相談はあったのかどうかということが一つ。

それから、社会福祉法人というのは特殊な法人でありまして、事業を実施していないと  
法人の継続ができないような認識があるのですが、この社会福祉法人七星会というのはど  
うなっていくのか、これが二つ目。

それから、シルバーライト花泉の入所者は全員移動したと、それから希望する従業員全  
員が継続雇用25人とありますが、希望されなかった方というのは何人ぐらいで、どうい  
うような職種の方なのか、この3点お願いします。

○**熊谷経営管理課総括課長** 建物の賃貸料の関係でございます。なるべく安くしてほしい  
という御相談はございました。そういったこともございまして、これまでの空き病床の活  
用と同様に、年額の賃貸料につきまして、初年度は4分の3の減免、それから2カ年目は  
2分の1の減免というような形で賃貸借契約を結んでいるところでございます。ただ、こ  
の賃貸料につきましては、物価変動や事業運営状況等により両者協議の上定めるとい  
うことも契約条項に盛り込んでおりますので、今後の運営状況も見ながら二桜会側と協議して  
決めていきたいと思っております。

○**岡村地域福祉課総括課長** 社会福祉法人七星会の今後の取り扱いについてですが、神崎  
委員御指摘のとおり4月以降は社会福祉事業として実施しておりました特別養護老人ホー  
ムの設置、それから短期入所、ショートステイの事業というのは二桜会のほうに譲渡いた  
しましたので、現在実施している社会福祉事業はございません。そして、社会福祉法人の  
性格から申しますと、社会福祉事業を実施するために設置されている法人でございま  
すので、事業を継続実施しない場合は法人を解散する、あるいはしかるべき法人と合併する等  
の対応が考えられますが、おおむね1年間ぐらいの間に今後新たに事業を実施するか、  
あるいはそういう社会福祉事業の実施の計画を立てて法人として存続するか、廃止も含め  
た対応をどうするのかというのは、5月の下旬に決算理事会等が予定されていると聞いて  
おりますけれども、そういう理事会の中でも審議されると思っておりますが、当面は新しい社会  
福祉事業を実施する計画が具体的にあるというふうには向っておりません。半年、1年、  
そういう中で適切な事業を実施するか、あるいは継承できる法人に合併する等の対応をな  
されるのか、そういう取り扱いが今後なされると思っておりますので、法人指導を行っている県  
南広域振興局とあわせまして、本庁のほうからもそういう状況を見ながら、地域、ある  
いは関係法人の協力も得ながら指導、対応していきたいというふうに向っております。

○熊谷経営管理課総括課長 3点目の御質問にありました希望しなかった者がどうなったかということでございますが、特にその点については確認をしてございませんので、ちょっとわからない状況でございます。

○神崎浩之委員 そこもちゃんと調べるべきだと思います。一生懸命やっていた方の方でありますから、なぜ希望を持って新たなところでやろうと思っていた方がやめることになったのか。希望されなかったということは、今回の経緯と関係あると思いますので、ぜひ後日検証すると思いますけれども、それを含めてやっていただきたい。

それから、1階部分の改修があるのですが、延滞料というのはちゃんと規定しているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

また、2階部分をこれから賃貸するわけなのですが、経費の案分というのははっきりできるのかなと思うのです。水道光熱費の関係だとか、駐車場だとか、それから2階と1階の建物の部分で案分して家賃の積算ができていっているのかなというところがちょっと心配なのですが、それについてお願いいたします。

○熊谷経営管理課総括課長 1点目の御質問でございますが、延滞料につきましては今回法人側からいただきます納入金のほうには入ってございません。

それから、2階部分と1階部分のいわゆるちゃんとすみ分けができるのかという御質問でございますが、賃貸料に関しましては2階に入ります花いずみの部分でございますが、これは使用する面積で賃借料を算定してございます。

それから、光熱水費の部分につきましては、3年前、1階部分、いわゆる無床診療所として運営していた部分がございますので、3年平均を2階が入ったことによって、いわゆる介護施設が入ったことによって超える部分、3年平均の県営の無床診療所として運営していた時代の光熱水費を超える部分につきまして、基本的に新しく入ります二桜会のほうに御負担いただきますという方向で現在法人側と協議をしているところでございます。

○神崎浩之委員 延滞料というか、家賃の未納ということで信頼関係が損なわれたわけです。そういうことなので、やはり県民の税金と同じようにやるべきだったというふうに思っております。

それから、案分についても、随分どんぶり勘定だなというふうな気はします。3年平均を上回った部分とするというのは、これから恐らく花いずみの2階の部分にもぎやかになっていくと思うので、そういう積算でいいものか、後々トラブルにならないように。

最後に、社会福祉法人関係なのですが、異例のスピードで手続が進んでおります。私は、やはり今までの経験から、こんなスピードで認可から、それから事業開始までということはありませんことだと思っているのです。実際に、新たな社会福祉法人に譲渡すると決まってから3月29日、30日、これらまでどのぐらいの期間だったのかなということをお聞きしたいと思います。実際にシルバーライト花泉が形態を変えるわけなのですが、異例なスピードで、これはかつてない、日本一のスピードで変わっていったわけなのですが、実際にどのぐらいの期間でこういうことが行われたのかなということをお聞きし

たいと思うのです。

そして、今後も早急に社会福祉法人等で事業開始したいところがあるところがいっぱい出てくると思うのですが、地域の事情から早く事業開始したいということなのですけれども、そういうときにも当然こういうスピードで対応されるというふうに思っているいい事例だと思っておりますので、そこもあわせてお伺いをしたいと思います。

**○鈴木長寿社会課総括課長** 特に今回の財産処分の経過でございますけれども、3月6日に七星会の理事会におきまして二桜会への事業譲渡が決定いたしまして、3月8日でございますが、同様に二桜会の理事会で事業譲渡を受けることを決定いたしました。七星会のほうから一関市に対しまして財産処分の承認申請書が提出されたのが3月9日でございます。内容を審査しまして、長寿社会課で一関市からの財産処分の承認申請書を受理したのが3月15日でございます、3月19日で一関市に財産処分の承認通知をしたところでございます。

それから、七星会からの申請に基づきまして、3月29日に特別養護老人ホームのシルバーライト花泉の廃止を認可し、同日同様に二桜会からの申請を3月29日に受理しておりますけれども、特別養護老人ホーム花いずみの設置を認可したところでございます。

今回3月29日に受理して3月29日のそれぞれの廃止及び設置の認可となりましたのは、前日の3月28日、医療局と二桜会との間の賃貸借契約の締結を待って行ったものでございます。異例のスピードでやったということでございますけれども、いずれシルバーライト花泉から花いずみに円滑にそれぞれの特別養護老人ホームを廃止して新しいところに足してやるということで異例のスピードで対応したということでございます。

**○岡村地域福祉課総括課長** 私は、3月まで施設のほうの業務もやっておりましたし、今は法人の許認可とかそういう立場でございます。今回は手続を省略したとかそういうことではなくて、現に運営している特別養護老人ホームを運営実績のある社会福祉法人が引き受けるという形で、一関市のほうでそういう選定先が2月29日に事実上選定されたという中で、地域でも大変関心の高い、あるいは入所者を引き続き安心できるような形で引継ぎできる、そういう体制づくりを最大限として対応したいという一関市の強い要望もございました。そういう中で、新しい法人をつくって引き受けるとか、そういうことであればなかなかそういう短期間でというのは難しいと考えておりますけれども、職員、あるいは施設設備、そういうものも引き継いでやるという形が大変円滑に合意のもとに行われたということで、関係の事務処理が早期に対応したということだと考えております。いろいろ御質疑いただきましてありがとうございました。

**○遠藤医療局長** 社会福祉法人の2階部分と、それから1階との関係でございますけれども、基本的に従前といいますか、4月以前におきましては、供用部分の費用の案分とかは、白光と七星会という中のルールでやってこられたというのがございます。今回二桜会が事業譲渡を受けられて、そして1階部分というか、診療所分は家主である医療局が直接やるということで、その契約締結に際しましては、民は民のやり方でやっておられたのでしょ

うけれども、いずれそこについても適正にと申しますか、それぞれ応分の負担という形で費用負担の関係、家賃そのものの面積、使用面積について見直しをさせていただいております。いわゆる社会福祉法人で使用しない部分については、その分は減ずるとか、そのような措置を実施させていただいております。

それから、共益費のようなものにつきましても、前は民同士でやっていたのですけれども、それはそれとして二桜会の間で大体この辺のラインでということで、双方合意できるラインで協議してやっていただいているということでございます。決して先ほど神崎委員がおっしゃったようなどんぶり勘定でやっているということではございませんで、双方協議させていただきながら適正な負担でやらせていただいているものでございまして、今後使用料等に応じて負担割合を変更するような要因が出てきた場合には、双方誠実に協議した上、適正な負担でやっていきたいというふうに思っております。

それから、家賃につきましてもそういった形で適正な価格といいますか、賃貸料にさせていただいておりますし、確かに神崎委員御指摘のとおり、やはり 29 床ということだと、なかなか経営的にもコストを極力抑えないと経営が難しいというのはそのとおりでございます。今回いろいろ経緯があった中で二桜会のほうに引き継いでいただいたということもございまして、私どもとしても二桜会のほうの経営に支障が出ないように、その辺は最大限努力してまいりたいというふうに考えています。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

それでは、冒頭の報告のとおり、午後 1 時から連合審査会を特別委員会室で開きますので、お集まり願います。

この際、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、請願陳情の審査を行います。受理番号第 31 号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願及び受理番号第 32 号岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○玉懸環境保全課総括課長 海洋放射能総合評価事業の概要について御説明いたします。

資料 1 をお開き願います。海洋放射能総合評価事業の概要について、本県沖の海水等の調査結果を報告いたします。

この事業の目的でございますけれども、原子力発電所等周辺の海域における主要な漁場を中心とした放射能調査を実施いたしまして、海洋環境における放射能水準を把握すると

ともに、原子力発電所等の海洋環境への放射能に関する影響等を総合的に評価するものがございます。

実施主体は文部科学省で、財団法人海洋生物環境研究所に委託して実施しております。

経緯でございますが、この事業は原子力施設周辺につきまして昭和 58 年度から実施されており、核燃料サイクル施設沖合海域におきましては平成 2 年度から、また本県海域におきましては平成 19 年度から実施されております。

次ページをお開き願います。図の下側にあります緑の丸が本県沖の調査地点でございます。久慈沖、小本沖、山田沖の 20 キロから 40 キロのところにそれぞれ 2 地点ございます。

前ページにお戻り願います。本県海域の調査結果でございます。6 地点につきまして、海水、海底土、海産生物 10 試料を測定しております。核種の分析といたしまして、ストロンチウム 90、セシウム 137、プルトニウム 239 及び 240 を対象としております。測定年度は、平成 19 年度から平成 22 年度までが公表されておりますが、この結果では試料中の人工放射性核種濃度は資料の下の表のとおりとなっております。こちらの表につきましては、項目が左から試料の種類をお示した項目欄、そして測定対象とする核種、測定結果の最小値、最大値、平均値をお示しております。これらの結果は、同様の測定をしている他の原子力施設周辺の水域と同じようなレベルでございます。具体的に申し上げますと、下のほうをごらんいただきまして、海水の調査につきましては、トリチウムが右端の平均値が 0.128 とありますけれども、おおむねここが 10 分の 1 ベクレルのレベルでございます。また、ストロンチウム 90 及びセシウム 137 については 1,000 分の 1 ベクレル程度で分布してございます。プルトニウム 239 及び 240 につきましては 100 万分の 1 ベクレル程度で分布しているといった状況でございます。

続きまして、資料 2 をお開き願います。青森県原子力安全対策検証委員会の概要について、委員会の位置づけ、メンバー等を御報告いたします。この委員会は、福島第一原子力発電所事故に起因いたしまして、青森県民の間に国、事業者の対応への不安が広がっている中で、県民の安全、安心を重視する観点から、国や事業者が講じた安全対策を独自に厳しく検証するために、青森県が平成 23 年 6 月 7 日に設置したものでございます。委員会の設置要綱におきまして、青森県知事は原子力施設の安全性にかかわる課題等について指導、助言を求めることができるとされております。この所管は企画政策部となっており、これまで 8 回開催されております。

委員会の構成員でございますけれども、現在 13 人で構成されております。

次ページをお開き願います。こちらにございますように、エネルギー量子工学等の専門家を主に中央から呼んで委員になっていただいているようです。

前のページにお戻り願います。委員会の経過でございますが、青森県は平成 23 年 6 月 7 日に委員会を設置し、この委員会では緊急安全対策等に係る事業者の対応、国の確認状況について検証し、11 月 10 日に知事に報告書を提出しております。この報告書の中で、再処理施設は対策が効果的に機能していくものと考えたと評価されており、本格操業に向けて

施設の安全性を継続的に確保するために取り組むべきものとして8項目の提言が示されております。事業者である日本原燃株式会社は、この提言に対する対応、緊急安全対策の中長期対策等の実施状況、ガラス固化試験の中断期間における取組状況などにつきまして、12月1日に青森県知事に報告を提出しております。これを受けまして、委員会では12月9日に検査結果で示された各安全対策の主旨を理解し対策がとられているという評価を出しております。以上です。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第31号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川幸子委員 受理番号第32号にも関連することなのですが、この委員会で、まだ六ヶ所村に行って視察していない委員もいらっしゃると思います。私は1度行きましたけれども、ぜひこの委員会で現地調査して、それから結論を求めるのもいいのではないかと思います。お取り計らいください。

○喜多正敏委員長 今及川委員から六ヶ所村の調査を行い、その上での審議をすべきだというふうなお話がありました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査についての採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

次に、受理番号第32号岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川幸子委員 継続。

○喜多正敏委員長 継続という御意見がありました。ほかにありませんか。

○飯澤匡委員 採択。

○喜多正敏委員長 採択と継続の御意見がありました。

まず、継続審査についての採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願については関連がありますので、あわせて審査を行うこととしたいと考えますので、御了承願います。

それでは、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、受理番号第4号については請願項目のうち1(2)、3及び4、受理番号第37号については請願項目のうち1、受理番号第39号については請願項目のうち3、4(1)及び4(2)でありますので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元に配付してございます資料3をお開きいただきたいと思います。

国のエネルギー政策と原子力の稼働状況等についてという資料をごらんいただきたいと思います。本資料については、先般の環境福祉委員会でも提出しておりまして、今回は追加、修正した部分を中心に説明をさせていただきたいと思います。

開きまして、3ページ目でございます。先ほどの総務委員会との連合審査会での講師の先生方の御講演でも出ておりましたけれども、今回4月11日に経済産業省が設置いたします総合資源エネルギー調査会の資料として、今回エネルギーミックスの選択肢に関する整理(案)というのが示されてございました。原子力発電、再生可能エネルギー、火力発電、コージェネ・自家発の四つのエネルギーに関して、選択肢としてAからEまでの五つの選択肢が示されております。

Aにつきましては、かいつまんで申し上げますと、社会的に最適なエネルギーミックスについては、社会的コストを負担する仕組みのもとで最終需要家が選ぶものということでございます。その前提として、エネルギーセキュリティー等に対する政策を実現させるべきものということでございます。

Bにつきましては、原子力発電比率をできるだけ早くゼロにするとともに、再生可能エ

エネルギーを基軸とした社会を構築するというふうなことでございます。下の原子力発電につきましてはゼロ%、再生可能エネルギーについては35%、火力発電については50%、コジェネ・自家発が15%という割合が示されてございます。

なお、この数字につきましては2030年の想定をした数字ということでございます。また、それぞれ目標なり目安なりというふうな表現をされておりますけれども、このような数値として出ております。

次に、Cでございます。Cについては、原子力発電の依存度を低減させますけれども、当面は原子力発電という選択肢を安易に放棄すべきではないとして、一定の原子力発電技術を維持するというふうなことでございます。比率につきましては、それぞれ20%、30%、35%、15%となっております。

次に、Dでございます。再生可能エネルギーの最大限の利用を目指しつつ、原子力発電を引き続き基幹エネルギーの一つとして位置づけるというふうなことでございます。比率につきましては、25%、25%、35%、15%という形になっております。

次に、最後にEでございます。Eにつきましては、現状程度の原子力発電の設備容量を維持するというものでございます。比率につきましては、35%、25%、25%、15%となっております。

下のほうには、現行のエネルギー計画の比率が示されておりますし、2010年度の実績数値が出ております。

次に、修正部分でございますけれども、2の原子力発電所の稼働状況等のところがございます。4月17日現在の状況として、運転中1基、停止中53基というふうな形になっております。

次に、原子力発電再稼働の手續につきましては、⑤を挿入させていただいております。関係閣僚が示した、いわゆる新基準に基づく実施計画の報告というふうな手續が追加になっております。

また、一番最後でございますけれども、米印で再稼働に向けた動きということで、関西電力大飯原発3、4号機につきましては、4月13日に関係閣僚会合において再稼働の安全性が確認されております。そして、4月14日に経済産業大臣が福井県、そしておおい町に対して再稼働の協力を要請しておりました。また、地元の自治体のほうでは、再稼働についての回答というのは保留をしております。ということでございます。以上でございます。説明を終わります。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいか



がいたしますか。

○樋下正信委員 継続。

○飯澤匡委員 採択。

○喜多正敏委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第 37 号岩手県民の命と暮らしを守るための請願の取り扱いはいかががいたしますか。

○及川幸子委員 継続。

○飯澤匡委員 採択。

○喜多正敏委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第 39 号放射能汚染対策を求める請願の取り扱いはいかががいたしますか。

○及川幸子委員 継続。

○飯澤匡委員 採択。

○喜多正敏委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

及川委員からの現地調査を実施するべきとの御意見につきましては、実施する方向で検討いたしたいと思いますが、実施時期、先方の都合等もございますので、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」「ちょっと待つて」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

及川委員からの現地調査を実施すべきとの御意見につきましては、実施する方向で検討いたしますが、実施時期、先方の都合等もございますので、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 異議なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、さきの委員会において決定いただきました当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、5月29日から30日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。